

県内の介護保険施設等の利用料調査結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

特別養護老人ホーム等の施設へ入所した場合に、1月あたりに必要となる利用者負担額の総額（概算）を示すことによって、入所を希望する方などの参考にしていただくことを目的として、調査を行いました。

(2) 調査期間

平成23年1月5日～平成23年1月24日

(3) 調査方法

調査票による回答（調査依頼をメール配信）

(4) 調査対象（平成23年1月5日現在）

種 別	施設数
特別養護老人ホーム	197
老人保健施設	99
介護療養型医療施設	38
特定施設（有料老人ホーム等）	83
認知症グループホーム	295
計	712

(5) 調査項目

- ① 居住費（第4段階）
- ② 食費（第4段階）
- ③ その他日常生活費等（各施設で、平成22年12月に利用者の半数以上から徴収したもの）
- ④ 入居一時金（特定施設、認知症グループホームに限る。）

(6) 有効回答数 543施設

(7) 有効回答率 76.3%

この結果は、あくまで調査の対象とした平成22年12月における利用者負担額の概算であり、特に介護保険以外の費用については随時変動があるものですので、あくまで目安として考えてください。また、これ以外にも利用者が個人的に購入するものについては、別途徴収されるものもありますので、より具体的な費用については、各施設へご相談ください。

【用語の説明等】

利用者負担額の総額（概算）

$$= \boxed{\text{介護サービス費等の一割負担額}} + \boxed{\text{居住費}} + \boxed{\text{食費}} + \boxed{\text{日常生活費等}}$$

- ・食費、居住費について、利用者は施設等との契約に基づく額を負担します。
ただし、低所得者には負担限度額が設けられており、限度額を超えた分は支払いが免除されます。

利用者負担段階	対象となる人
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方
第2段階	住民税が非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計 80 万円以下の方
第3段階	住民税が非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計 80 万円超の方
第4段階	上記以外の人

一割負担額 - 介護保険のサービスを受けた方は、介護報酬の対象となるサービス費用の1割を負担します。

居住費 - 家賃に相当する額で、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設では、利用者負担段階ごとに、標準となる負担額が定められています。特定施設、認知症グループホームでは、施設によって負担額が決められています。

食費 - 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設では、利用者負担段階ごとに、標準となる負担額が定められています。特定施設、認知症グループホームでは、施設によって負担額が決められています。

日常生活費等 - 上記の費用以外に、個人的に使用する歯ブラシやタオル等の日常生活費や、理美容代、教養娯楽費等については、利用者の希望によりその実費相当額を支払うことになります。